

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 7 月 12 日現在

機関番号：42208

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380066

研究課題名(和文) 日本国際法学史に関する史学史的考察 国際法学の過去はどのように描かれてきたか

研究課題名(英文) Historiographical Research on the History of Japanese International Legal Scholarship

研究代表者

川副 令 (Kawazoe, Rei)

佐野短期大学・その他部局等・准教授(移行)

研究者番号：40292809

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は「日本国際法学史に関する史学史的考察」を目的とするが、現時点までの成果は、戦前戦中における日本国際法学史研究の形成過程の解明に限られる。日本国際法学史に関する通史的叙述が最初に試みられたのは第二次世界大戦のさ中であって、1943年に信夫淳平と横田喜三郎が相前後して発表した2つの論文を嚆矢とするが、これら2つの論文は国際法学史の基本的な捉え方を異にするだけでなく、1920年代から1930年代にかけて吉野作造や大平善悟が唱えた国際法受容論についても対照的な姿勢を示している。このことを踏まえて、特に国際法受容論と国際法学史の通史的叙述の関係に注意しつつ、日本国際法学史研究の展開を跡づけた。

研究成果の概要(英文)： This research project aims at a historiographical analysis of the entire histories of Japanese international legal scholarship. The result achieved so far, however, is limited to the historiographical explication of the formation of the histories of Japanese international law in the prewar and during the war period.

研究分野：国際法、国際法史、国際法学史

キーワード：日本国際法学史 高橋作衛 有賀長雄 尾佐竹猛 吉野作造 大平善悟 横田喜三郎 信夫淳平

1. 研究開始当初の背景

日本国際法学史研究には、2つの伝統的な問題関心がある。1つは、所謂「国際法受容」に関する問題関心であり、元来欧米諸国のものであった国際法と国際法学が如何なる仕方であるか、日本に移入され、定着していったかの解明を課題とする。もう1つは、「国際法学の通史的展開」に関する問題関心であり、欧米から移入された国際法学がその後日本においてどのように展開し、「現在」に至ったかの解明を課題とする。

これらの2つの伝統的な問題関心のうち、これまで相対的により多くの研究者を惹きつけてきたのは前者、すなわち国際法受容の問題である。近代日本の国際法受容に関する研究は相当の蓄積を有するが、しかもこれについては韓相熙「19世紀東アジアにおけるヨーロッパ国際法の受容(一):日本の学者達の研究を中心に」(2007-2008年)という、関連する文献をほとんど網羅的に検討した優れた研究史の調査がある。ただし、韓の研究は国際法受容論に関心を集中するあまり、日本国際法学史の通史的叙述の中で国際法受容の問題がどのように扱われてきたについて、必ずしも適切とは言えない解釈を示しているところがある。

他方、後者のテーマ、すなわち日本国際法学史の通史的展開に関する研究にも既に一定の蓄積がある。また1970年代以降、伝統的な問題関心とは異なる新たな研究潮流が生じ、1990年代以降は問題関心の多様化が進みつつあると言っているが、これらの点についての本格的な調査研究はまだ行われていない。日本国際法学史研究の今後の発展のために、先行研究の全体図についての見取り図を共有することが望まれる状況にある。

2. 研究の目的

以上の状況を踏まえて、本研究は日本国際法学史研究に関する史学史的な分析を試みる。具体的には、次の3つの目的を設定する。

- ①日本国際法学史研究の展開を整理し、時代の変化に応じてどのような問題関心の変化が生じたかを跡付けること
- ②国際法学史研究の方法の変化の追跡すること
- ③これらの変化に対応して個々の国際法学者に対する評価の変化がどのように表れたかを明らかにすること

3. 研究の方法

本研究は日本国際法学史に関係する文献をできるだけ広く収集し、それらの内容を可能な限り丁寧に読むこと、またそうして相互関係を精確に跡付けること、を基本としており、その限りでは方法的に目新しい点はない。歴史研究の対象として日本国際法学史研究の史的展開を選んだこと、つまり日本国際法学史に関する史学史的な分析を試みるという課題設定自体が、本研究の独創的な点とい

うる。

4. 研究成果

本研究の主たる成果たる論文の1つ「日本国際法学史研究の形成過程」(本年10月公開予定)は、戦前戦中の日本において、日本国際法学史に関する2つの伝統的な問題関心が相互に関連しながら形成された経緯を明らかにした上で、1943年時点における国際法受容論と国際法学史叙述(通史)の関係を分析したものである。以下にその概要を示す。

①明治日本において自国の国際法学の展開への関心を最初に萌芽的な仕方でも表明したのは、日露戦争時に高橋作衛が公表した「日本に於ける国際法研究の進歩」(1904年)だった。高橋はこの小論で、明治前半の日本の国際法務実践を「今日より観れば実に噴飯に堪えざるもの」等と低く評価し、「日本が此法(国際法)の研究に関して長足の進歩を為せしは日清戦争後なり」と述べて、明治後半に国際法研究の飛躍的進歩があったと論じているが、まさにこの「飛躍」の意識こそが、高橋をして日本国際法学の展開への問題関心を抱かした、と解されるのである。ただし、高橋のこの論文は確かに日本国際法学の展開への萌芽的な問題関心を示すものではあるものの、その主たる内容はあくまで明治政府の国際法務(取調)に関する考察であって、それ自体が日本国際法学史研究の先駆的試みであったわけではない。この点は、次の②で取り上げる著作も同様である。

②明治天皇の崩御(と乃木大将の殉死)が同時代の多くの日本人に強い感慨を抱かせたことは周知のとおりであるが、このとき国際法学界においても、当時の日本国際法学を指導する地位にあった有賀長雄と高橋作衛がそれぞれ「明治国際法回顧論」と称すべき論考を発表している。興味深いのは、有賀と高橋の論考が明治天皇の賢慮を称える点では一致しているにもかかわらず、明治日本の国際法理解の進歩について対照的な見解を示していた事実である。すなわち、高橋が明治後期の飛躍的進歩を強調する立場を先鋭化させて、日清・日露戦争時の詔勅とそれを奉じた戦争実行を特別に重視する議論を展開したのに対して(「明治時代に於ける国際法研究の発展(一)～(五)」1912-1913年)、有賀は明治初年以來の様々な内政外交経験を通して徐々に日本における国際法知識が蓄積されてきたとする漸進主義的な歴史解釈を打ち出していたのである(「明治天皇と国際法」1912年)。

さらに、この有賀の論考には、国際法受容論の観点からも注目すべき議論が含まれていた。すなわち、有賀は「尊王攘夷」をスローガンに倒幕を果たした明治新政府が諸外国との通商維持に方針を転じた後、「宇内の公法」等の普遍主義的観念を用いて攘夷断行に逸る民心慰撫を図ったことを、(国際法の賢明な活用として好意的に)紹介していた

のである。また有賀はこの小論の冒頭を、「維新以前に我が邦蘭学者の間に国際法の知識が如何ほどまで伝わりつつありしかは別に研究を要する問題にして、余は未だ之を試みざれど」云々と切り出しており、蘭学者を中心とする江戸末期の国際法受容を将来の歴史研究の課題として明示的に留保していた。今日の一般的な理解では、1920年代半ば（大正後期）に国際法受容研究に先鞭をつけ、「国際法（萬国公法）は儒教的道義主義によって理解された『公法／公道』観念の形で近代日本に受容された」という命題を最初に打ち出したのは、吉野作造（「わが国の近代史における政治意識の発生」1927年）だったとされており、それは誤りではないが、国際法受容に関する吉野の研究が成立する以前に日本国際法学史の展開に関する萌芽的関心表明の蓄積があったこと、そうした蓄積のなかで国際法受容に関する問題関心までもが既に表明されていたことは、看過されるべきでない。

③国際法受容に関する問題関心、すなわち「元来欧米諸国のものであった国際法と国際法学が如何なる仕方では日本に移入され、定着していったか」という問いは、学説継受の領分を超えて、国際法観念の社会的受容をも問題にする限りにおいて、それ自体の内部に政治社会学的な発想を宿している。1920年代半ば（大正後期）に国際法受容研究に先鞭をつけたのが政治学者の吉野作造であったのも、偶然ではなかったと言えよう。

そもそも、吉野の研究の主眼は日本国際法学史の叙述そのものではなく、「近代日本における政治意識の発生」にこそ向けられていた。政治は「お上」や「公儀」のものであって、民草は「公」についてとやかく論じてはいけなさと考えていた日本国民の間に、明治時代になって急速に政治意識が発生したのはなぜか。熱烈なる自由民権運動を可能ならしめた観念的条件は何だったのか。これこそが吉野にとっての中心的な問題であった。そして、この問いに対して吉野は、儒教的道義主義の観点から理解された「（萬国）公法／公道」の観念こそが日本国民の間における政治意識の発生に決定的な影響を与えたとし、かかる観念は当初は明治政府が意識的に広めたものだったと主張したのである（「わが国の近代史における政治意識の発生」1927年）。なお、吉野が明治日本における政治意識発生を論じたのは、その延長上に、明治初年の日本国民の未熟な政治意識と大正デモクラシー時代の成熟したそれとの質的差異の論証を企図していたからにはほかならない（同「明治文化の研究に志せし動機」1926年）。それはともかく、吉野の主たる関心はあくまで儒教的観点から受容され、広く流布された「（萬国）公法／公道」観念の政治社会学的影響にあったのであって、国際法の学説継受についての関心は本来副次的なものに過ぎなかったのである。

ところが、吉野はその副次的関心の部分に大きく踏み込み、Henry Wheatonの*Elements of International Law*を翻訳した丁騷良『萬国公法』や、ライデン大学で受講したフィッセルグの講義を翻訳した西周『萬国公法』を検討して、そこに見られる国際法論は自然法的色彩の濃いものであると主張した。さらにこの吉野の主張を引き継ぎつつ、欧米国際法学説の検討を加えて、大平善悟が近代日本の国際法受容に関する次のような学説を展開したのである（大平善悟「国際法学の移入と性法論」1938年）。

「徳川時代の思想界を支配したのは、漢学即ち儒教の道義主義であった。…就中官学としての朱子学派は、徳川三百年の間ともかく正統的儒学として思想の根底を培ったものである。…この朱子学派の性理論は、国際法を継受するには極めて都合の良い素地となった。国際法は、本来各国間の関係を規律する現実法であって、自然法ではないが、当時それが根拠として自然法を結びつけ、公法論と成って、国際法と自然法の区別なくして、一共に我が国に總會されたのである。…我が国に輸入された国際法学は、ウィートン・オルトラン・ウールジイ・ハーレック・ブルンチュリー等、（自然法と実定法の）折衷的見地に立つが、すべて自然法を肯定するもので有り、殊にフィッセルグの立場は、純粹に自然法的なものである。…西（周）・津田（真道）の師事した和蘭のエス・フィッセルグは、自然法論者であった。…西の訳述の畢酒林氏『萬国公法』は、慶応四年に出版されたが、其の根拠を性法論に採ったものである。…我が国に自然法と国際法を一共にしえ、公法論と称して輸入したのは丁騷良『萬国公法』である。」

こうして、1920年代には吉野作造が、1930年代には大平善悟が、「幕末・明治初期の日本人学者は国際法を自然法として継受した」という解釈を打ち出した。最後にこの解釈が日本国際法学史の通史的叙述にどのように取り入れられたか（取り入れられなかったか）を検討する。

④日本国際法学史の通史的展開に関するまとまった論考が初めて発表されたのは、第二次世界大戦のさなか、1943年のことである。この年に相前後して発表された2つの論文、すなわち信夫淳平「我国に於ける戦時国際法の発達」と横田喜三郎「わが国における国際法の研究」が、日本国際法学史の通史的叙述の最初の例と解されるのである。

この2つの論文には、国際法学史を分析する際の視座設定と叙述方法の両面において、際立った対照性が認められる。すなわち、横田はごくオーソドックスな法学史の方法を採用し、叙述の対象を「国際法の専門的研究の歴史」に限定して、自ら提示した時代区分論の枠組みの中で、各時代に発表された国際法に関する学問的著作を分析している。これ

に対し、信夫は外交史・国際法史・国際法学史の領分を「我国に於ける国際法の発達」という観点から総合的に扱うのみならず、彼自身が特定した国際法発展の7つの動因に合わせて、時系列をあまり気にせずに、国際法史と国際法学史の全体像を描こうとしている。加えて指摘されるべきは、横田が日本国際法学の展開を基本的に学問内在的な要因によって説明している——つまり学問の進歩は研究の進展と問題意識の成熟によってもたらされると考える——に対して、信夫が国際環境によってもたらされる国民意識の変化や、戦争や内乱などによってもたらされる外交的必要の意識など、主に学問外在的な要因によって国際法研究の動向を捉えている点である。

さらに横田と信夫は、上述した吉野＝大平の国際法受容論に対しても、対照的な姿勢を示している。すなわち、信夫が開国当初の国際法研究に触れ、「その頃、我が政府当局者が理解したる国際法なるものは、国際法という法律としてよりは、単に世界の正義行動という意義に解されたようである」と言い、吉野＝大平の国際法受容論をほぼそのまま採用しているのに対し、横田は以下のような仕方、吉野＝大平の国際法受容論への論及を回避している。

第1に、横田は幕末から明治前半にかけての時期を国際法の真に学問的な研究としては「前史時代」に当たると位置付けて、相次ぐ翻訳書の出版と東京帝国大学（開成学校）における講義の紹介——ほとんど講師の名前のみ——でごく簡単に済ませている。第2に、横田は明治後期から昭和20年代（戦中期）に至る時期を、大きく3つの時代に分けて論じているが、その際にも「自然法（論）」と「実定法（論）」という対比は用いていない。すなわち、①明治後期は有賀長雄や高橋作衛によって国際法の専門的研究が開始された時代であるが、この時期の研究は国際法事例に関する資料収集が中心であって、国際法規範の法律学的研究は未熟だった。②大正時代は立作太郎によって国際法学の法律学的水準が飛躍的に高められた時代であり、「日本における国際法の研究は、（立）教授を通じて、事實的・史的から法律的・解説的になった」とされる。そして③昭和戦前期は横田自身を中心とする若い世代の国際法学者（大澤章、田岡良一、安井郁、田畑茂二郎）によって法理学の新しい動向や国際関係の新展開への対応が模索された時代であり、国際法に関する基礎理論的研究や国際平和機構に関する研究等の新しいテーマへの取り組みが行われるようになった時代、と位置付けられる。以上を要するに、横田は国際法受容論を「前史」の問題として括り出し、日本国際法学史研究の対象を明治後半以降の時期に限定した上で、後者について純粋法学的観点から日本国際法学の発展段階論を提示した、と言えるだろう。

このように、一方で幕末から明治前半にかけての国際法受容を「前史」の問題と捉えて日本国際法学史研究の「枠外」に括り出し、他方で明治後半以降の日本国際法学の展開を専門的国際法研究の段階的発展の過程として描く横田のアプローチは、加筆修正を伴いつつ戦後の研究へと受け継がれていく（高野雄一“International Law: Development of the Study in Japan,” 1953；筒井若水・広部和也「国際法（ジュリスト学説百年史）」1969年）。吉野＝大平の国際法受容論への反発と、横田的な日本国際法史論への反発が、同時並行的に進むのは、1970年代以降である。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計1件）

川副令「日本国際法学史研究の形成過程」『佐野日本大学短期大学研究紀要』第29巻掲載（レジストリ公開 2017年10月、雑誌発行 2018年3月）予定

〔学会発表〕（計0件）

〔図書〕（計0件）

〔産業財産権〕

○出願状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

川副 令 (Kawazoe Rei)
佐野短期大学・准教授
研究者番号：40292089

(以上)